二　養豚農家の経営の安定に関する事項

1　養豚農業に係る生産基盤の整備と競争力強化

⑴　規模拡大等による生産コストの低減

生産コストの更なる低減、生産性の向上に資するよう、畜産クラスターの仕組みを活用し、畜舎の増設等による規模拡大や、自動給餌機等の機械導入による省力化を図ることにより、生産基盤を整備する。

規模拡大に伴い、伝染性疾病の発生による被害が甚大となり、臭気等の地域環境への負荷が深刻化するため、マルチサイト（豚の成長過程に適合した飼養管理が可能となるよう、豚舎を地域的に分散させる）方式の導入や、肥育・繁殖の分業化を推進する。

伝染性疾病の発生リスクを低減させるため、オールイン・オールアウト（出荷の際に一度豚舎を空にした上で、洗浄・消毒を徹底する）方式の導入等も推進する。

⑵　ブランド化等による販売力の強化

畜産クラスターも活用しながら、地域の食品メーカー、小売・流通業者と連携して、豚肉のブランド化や高付加価値化を進め、販売額を向上させることが、経営の安定に貢献する。

このため、①黒豚（バークシャー種）等、特定の品種の豚の利用、②米のほか、焼酎かす、ホエイ等、国内由来飼料の利用等により、販売する豚肉のブランド化や差別化を図る。

また、養豚農家が加工品の製造・加工まで行い、直接販売することにより、消費者の反応を直接、生産や製品作りにいかすことが可能となる、いわゆる６次産業化を推進する。

⑶　優良な種豚の活用

国、都道府県、家畜改良センター、種豚場等は、種畜の能力向上（産子数増加、飼料効率の改善等）と優良種豚の維持確保に努める。

また、養豚農家は、改良された生産性の高い種豚を活用し、生産コストの低減を図っていく。

2　養豚農家の能力向上と経営の安定

⑴　担い手の育成

企業経営、家族経営のいずれも、養豚農業の担い手として重要な役割が期待されており、優秀な人材を後継者として経営組織内、地域内で育成していく必要がある。

例えば、養豚農家は、生産者団体による勉強会等を通じて後継者のスキルアップを図るほか、養豚農家同士で情報を共有することにより、経営・飼養管理能力の向上に努める。

⑵　経営の高度化

飼料費の上昇等、農家の経営の環境が変化する中、状況に応じて資金調達や設備投資に関する合理的な経営判断を可能とするため、個別農家の経営管理能力を高めることが重要となっている。

そのためには、各農家の経営内容を客観的に評価するための経営データ分析の実施や、いわゆる管理獣医師（経営指導に関する知見を有するもの）や経営アドバイザーを活用した外部評価の導入が有効である。

また、このような手法で経営管理能力を向上させることにより、飼養規模の大小に関わらず、養豚農家は、低コスト生産・高収入の養豚を実現する地域養豚の担い手となり得る。

⑶　飼養衛生管理水準の向上

豚の育成率は、養豚農家により大きな差があるのが現状であるが、年間の母豚１頭当たり出荷頭数を高位平準化する。

このために、豚の日々の観察等の飼養衛生管理に関する知識・技術を普及し、飼養衛生管理基準の遵守による疾病予防対策の徹底を図る。

また、地域の実態に即した疾病予防対策を行うために、地域の農家等により、自主的に組織される自衛防疫団体を活用し、重点的に取り組む。

⑷　経営安定対策の実施

養豚経営については、豚価の下落や資材費の高騰等が収益性に及ぼす影響を緩和することにより、養豚経営の安定を図ることを目的として、養豚経営安定対策が設けられている。意欲ある養豚農家が安心して養豚経営を継続・発展させるため、養豚経営安定対策を適切かつ確実に実施する。

また、配合飼料価格の高騰に対しては、補塡財源の確保を図るなど、配合飼料価格安定制度の適切かつ確実な運用により、配合飼料価格の高騰が畜産経営に及ぼす影響を緩和する。

さらに、災害による損失補塡に対しては、家畜共済制度（種豚・肉豚）の普及を推進する。

3　災害の予防等の推進

雪害、暴風等の災害の対応として、畜舎や堆肥舎の整備に当たっては、建築基準法を遵守しつつ災害に耐える強度を確保するとともに、保険加入の推進を図る。

また、大規模・広域災害が発生しても、豚の飼養が継続できるよう、飼料や燃料の確保等について、日頃から備えを充実させる。

三　国内由来飼料の利用の増進に関する事項

1　国内由来飼料等の提供者に関する情報の提供

飼料自給率の向上や循環型社会の形成に向けて、国内由来飼料の利用を増進すべきであるが、飼料用米、食品残さを原材料とする飼料（エコフィード）の利用は十分に浸透しておらず、その利用拡大に向けた取組が必要である。

飼料用米の利用を拡大させるためには、水田農業との連携により、これまで直接の取引がなかった場合も含め、米の生産側と養豚農家等の畜産側の要望を結びつけることが重要である。

このため、行政や関係団体等の連携、協力により、双方の要望を取りまとめ、需給のマッチングを図るなど、取引を円滑に進めるための取組を推進する。

関係団体等による情報提供も活用して、エコフィードの供給者や食品残さの排出者（食品加工業者、小売店等）と、養豚農家との取引の円滑化を推進する。

2　飼料製造業者等による国内由来飼料の生産の促進

⑴　飼料用米

養豚農家が、米の生産者から直接飼料用米を購入する場合以外でも、飼料用米の安定的な供給を受けられるよう、また、栄養調整された飼料の活用ができるよう、配合飼料製造業者は、飼料用米の生産者等と連携し、飼料用米を活用した配合飼料の供給体制の整備を図る。

⑵　エコフィード

エコフィードの安定的な生産を促進するため、国及び地方公共団体は、食品残さの排出者（食品加工業者、小売業者等）に対して、エコフィード利用の意義や必要性について普及・啓発をすることにより、地域の需要や経済的条件を考慮した上で、可能な限り食品残さの飼料化を選択し、飼料化に適した分別・管理を行うよう促す。

エコフィードを安定的に生産するため、食品残さの飼料化事業者は、飼料としての安全の確保等に関する必要な知識の習得や生産技術の向上に努める。

また、エコフィードの品質を確保するため、食品残さの飼料化事業者やエコフィードを利用する配合飼料製造業者等は、エコフィード認証制度の活用に努める。

さらに、エコフィードの生産・利用の拡大を図るため、食品残さの排出者、食品残さの飼料化事業者、養豚農家、地方自治体等の関係者の連携を推進する。その際、国は、関係法令に設けられた制度を活用した事例やその運用について、地方公共団体等の関係者への周知を図り、地域の実情に応じたエコフィードの生産・利用の拡大を促す。

3　国内由来飼料の円滑な利用

養豚農家は、飼料用米やエコフィードの保管・加工・給餌に必要な米破砕機やエコフィード混合施設等の機械・施設の整備を図り、国内由来飼料の積極的な利用に努める。

また、養豚農家は、国内由来飼料の安定的な利用のため、国内由来飼料の提供者等の関係者と、自身の利用や供給の状況等について、情報共有に努める。

国及び地方公共団体は、養豚農家と緊密な連携を図りつつ、国内由来飼料の利用の実態を把握した上で、行政、国内由来飼料の提供者等が取り組むべき課題について情報共有に努める。